

1 いじめの定義といじめに対する当校の基本姿勢

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為※1（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。 「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）

※1 物理的な影響を与える行為とは、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月14日改定）

上記の考え方の下、当校ではすべての教員が「いじめや差別を許さず、子どもをしっかり守る」という心構えで、全校の児童生徒が明るく生き生きとした学校生活を送ることができるように「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止の基本姿勢

- (1) 思いやりと温かみのあふれる明るい学校環境づくりに努める。
- (2) 児童生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情をはぐくむ教育活動を推進する。
- (3) いじめの早期発見のために様々な手段を講じる。
- (4) いじめの早期解決のために、当該児童生徒の安全を保証するとともに、学校内はもちろん関係機関と連携し、解決に当たる。
- (5) 学校と家庭が協力、連携をして事後指導に当たる。

学校が児童生徒に示す約束

- 先生たちは、みなさんの心と体の安心安全を第一に考えています。
- 先生たちは、みなさんを精一杯応援します。
- 困ったことがある時には、一番相談しやすい人に相談をしてください。
- 先生たちは、相談をされたら、その日のうちに立ち上がります。

2 いじめの未然防止のための取組

すべての教育活動において、児童生徒一人一人が認められ、お互いに相手を思いやることのできる温かい雰囲気をつくれるように学校全体で取り組んでいく。

また、教員一人一人は個の実態に応じた分かりやすい授業を心掛け、児童生徒が参加・活躍できる授業を工夫し実践する。あわせて、学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情をはぐくむことができるように努める。

- (1) 思いやりと温かみあふれる明るい学校環境づくりに努める。

ア 日々のあいさつ

登下校時や学校生活の中で、教員・児童生徒及び保護者が積極的にあいさつを交わすことにより、明るく温かい環境作りに努める。

イ ひびきあい活動

ひびきあい活動の取組として「ひびきあい週間」「ひびきあい月間」を設定し、人権を尊重する啓発活動を行う。

ウ 職員研修等

情報交換会（児童生徒理解会議・ケース会議）、人権教育、教育相談に関する職員研修会、教育相談だよりの発行による啓発活動等を通し、教員一人一人が確かな人権感覚と危機管理意識を高め、見ようとする目を育て、感度を上げることができるよう、組織的・計画的に取り組める体制を整える。また、必要に応じてスクールカウンセラーと連携を図る。

(2) 児童生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情をはぐくむ教育活動を推進する。

ア 一人一人の教育的ニーズに応じた指導

個別の指導計画や個別の教育支援計画を活用し、指導内容の精選と基本的・基礎的の学力を確実に身に付けられる指導を充実させる。

イ 他者とかがかわることができる機会の工夫

作品展示や掲示等によって「お互いを知る活動」を設定することで、児童生徒間の交流を大切にす。また、活動を通して、「認められた。」「誰かの役に立った。」「感謝をした。」という経験を積むことができるようにする。

ウ 創作活動や表現活動の充実

ドリームアート展等、各種展示会を通して、広く地域社会へ発信する活動を充実させ、豊かで生きがいのある生活ができるように支援する。

エ 児童生徒への温かい言葉かけ

学校生活全般における日常生活のかかわりの中で「〇〇ができたの、すごいね。うれしいよ。」「いいところに気が付いたね。」「あなたが必要なんだ。」など、自信や自己肯定感につながる言葉かけをかける。

3 いじめの早期発見に向けての取組

(1) 日々の観察

休み時間や昼休み、掃除の時間や放課後の雑談等の機会に児童生徒の様子に目を配る。「児童生徒のいるところには教員がいる。」ことを目指し、児童生徒とともに過ごす時間を積極的に設ける。

(2) 集団を観察する視点

グループを形成し始める小学校中学年以降からいじめが発生しやすくなる。また、この時期は発達の個人差も大きくなる年齢でもある。家庭とも連携し、この発達時期をどのように過ごしているかなど担任を中心に情報を収集し、どのようなグループがあり、その中で人間関係はどうであるかなどを部内、またグループ内で把握し情報を共有する。

(3) 教育相談（カウンセリング）

定期の教育相談月間（年2回）を設けているが、日常生活のなかでの部を越えた教員からの言葉かけ等、児童生徒が気軽に相談できるような雰囲気づくりに心掛ける。また、「生活アンケート」を実施することで児童生徒の実態を把握し、教員間で情報を共有する。

(4) 教員のチェックシートの活用

教員のチェックシートを活用し、いじめに対する感覚や見ようとする目を育てたり、日々の学級活動や学校生活を振り返り、児童生徒のサイン等の変化を見逃さないよういじめの未然防止に努めたりする。少しでも変化が認められるような場合は、特定の教員が抱えることなく、グループ、部内等で対策を練るとともに管理職への報告、連絡、相談を確実にし、学校全体で組織として対応する。

4 いじめの早期対応に向けての取組

※教職員は、いじめの情報を学校の対策組織に報告し共有する義務（法的義務）がある。

いじめの事実を確認した

いじめ防止対策委員会を招集、事実確認後体制を整える。
被害児童生徒を守り、当該の部を見守る体制を整備する。

正確な実態把握

- ・当事者（児童生徒双方）と個別に面談、また周囲の児童生徒からも聞き取り調査を行い、生活支援部がまとめ記録する。
- ・関係する教員が情報共有し、事実を正確に把握して委員会に報告する。

指導体制・方針決定

- ・いじめ防止対策委員会において指導のねらいを明確にする。
- ・対応する教員の役割分担を行う。
- ・教育委員会、関係諸機関と連携を図る。
- ・全校の教員で共通理解を図る。

児童生徒への
指導・支援

- ・被害にあった児童生徒を保護し、心配や不安を取り除く。
- ・いじめた児童生徒に、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行っていく中で「いじめは決して許されない行為である。」という人権意識をもたせる。

保護者との連携

- ・直接面談をして具体的な指導や対策を話す。
- ・協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。

◇具体的指導

【いじめられた児童生徒に対して】

①児童生徒に対して

- ・つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ・最後まで守り抜くことを約束する。
- ・必ず解決できることや、希望をもてることを伝え、また自信をもたせる言葉かけをするなど自尊感情を高めるように配慮する。

②保護者に対して

- ・発見したその日のうちに家庭訪問等で面談を行い、事実関係を直接伝える。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・継続して家庭と連携を取りながら解決に向かって取り組むことを伝える。
- ・家庭で児童生徒の変化に注意してもらい、些細なことでも相談し合うことを確認する。

【いじめた児童生徒に対して】

①児童生徒に対して

- ・いじめた気持ちや状況等について十分聞き、その背景にも目を向け指導する。
- ・心理的な孤立感、疎外感を与えないようにするなど、一定の教育的配慮の下、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

②保護者に対して

- ・ 正確な事実関係を説明し、いじめられた児童生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決方法を図ろうとする思いを伝える。
- ・ 「いじめは決して許されない行為である。」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導をお願いする。
- ・ 児童生徒の変容を図るために、今後のかかわり方等について一緒に考え、具体的な助言を行っていく。

事後の対応

- ・ 専門家（臨床心理士）等の活用も含め、双方の心のケアに当たる。
- ・ 心の教育の充実を図るべく、誰もが大切にされる学級経営を進める。

【周りの児童生徒達に対して】

- ・ 当事者だけの問題にすることなく、学級、学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からそれを抑制できる仲裁者への転換を促す。
- ・ はやし立てたり、見て見ぬ振りをしたりする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ・ いじめを訴えることは正義に基づいた勇気ある行動であることを理解、認識させる。

（いじめ解消の定義）

○いじめに係る行為が止んでいること。

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とすること。

○被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日 文部科学省）

【継続指導】

- ・ いじめが解消したとみられる場合でも十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続することを怠らないようにする。
- ・ 定期的教育相談、連絡帳、日誌、手紙等で積極的にかかわり、常に実態把握に努め、家庭とも常に連携を図る。
- ・ 双方にカウンセラーや関係機関の活用も含め、心のケアに当たる。
- ・ いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを各部で話し合い、共通理解しながら対応できる体制を整える。

5 いじめ問題に取り組むための校内組織

【いじめ防止対策委員会】※事案により柔軟に編成する

[学校関係者] 校長・教頭・各部主事・生活支援部長・養護教諭・教育相談担当
(当該グループ長・当該担任)

[第三者] 弁護士・精神科医・臨床心理士・保護者代表（PTA副会長）・地域代表

※ 事案発生時の調査班（事実確認等）

生活支援部長・当該部生活支援部員・担任・教育相談担当・(当該グループ長)・養護教諭

6 年間計画

月	行事	内容
4	・入学式 ・個別懇談	・学校生活、家庭生活の状況確認
5	・第1回教育相談月間 ・生活アンケート実施① ・児童生徒情報交換会 ・心理検査実施(Σ検査) ・第1回いじめ防止対策委員会 ・第1回人権教育推進委員会	・児童生徒の生活状況について確認 ・二者懇談実施(個別に複数回実施) ・全職員で全児童生徒を対象に実施 ・中学部、高等部新転入生希望者を対象に実施(適宜) ・学校としてのいじめ防止基本方針や年間計画、また具体的な対応について確認する。 ・本年度の人権教育の基本計画・方針を提案
6		・いじめ防止基本方針のホームページへの掲載及び保護者への配付
7	・個別懇談 ・第1回県いじめ調査 ・教員のチェックシート実施①	・願う姿、学校生活、家庭生活の状況確認 ・4～7月の調査 ・教員が個々にチェックし、常に危機意識をもつ
8	・職員研修(教育相談)	・スクールカウンセラーによる研修会を実施
9	・情報モラル研修 ・ひびきあい週間 ・教育活動に関するアンケート	・安全・安心な情報機器の使い方、必要な基礎知識 ・リモートによる児童生徒の交流 ・保護者、児童生徒対象に実施
10	・第2回教育相談月間 生活アンケート実施② ・職員研修(人権教育)	・児童生徒の生活状況について確認 ・二者懇談実施(個別に複数回実施) ・テーマに沿った研修会を実施
11	・金華祭 ・ひびきあい月間	・学校祭における全校や地域の人との交流 ・児童生徒、教員、保護者が一体となった取組(あったかハート活動)
12	・第2回県いじめ調査 ・教員のチェックシート実施② ・個別懇談	・8～12月の調査 ・教員が個々にチェックし、常に危機意識をもつ ・学校生活、家庭生活の状況確認
1	・ドリームアート展(～2月)	・作品発表を通して児童生徒の成就感や自己有用感をはぐくむ
2	・第2回いじめ防止対策委員会 ・第2回人権教育推進委員会 ・個別懇談	・本年度の反省と来年度に向けた方針等について確認(職員会議時に報告) ・人権教育における一年間の反省と来年度の方針 ・学校生活、家庭生活の状況確認
3	・第3回県いじめ調査	・一年間の調査

※年間を通した取組

- 1 月に1回の部会において、部内の児童生徒理解の時間を設け、学級担任より説明を行う。特に長期休業後、連休明けはきめ細かく実施し、情報交換、情報共有を密にする。対応等について全校での共通理解が必要とされる場合は、朝会において学級担任が説明を行う。
- 2 必要に応じ個別のケース会議を招集し、個々の児童生徒の実態に応じた支援に当たる。
- 3 年間8回スクールカウンセラーとのカウンセリングを行う。(希望する保護者、職員、児童生徒)

7 「重大事態」と判断されたときの対応

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号)

児童生徒が自殺を企図したり、身体や精神に重大な傷害や疾患を発症したりするような疑いが認められるときには、いじめを受ける児童生徒の状況にまず着目する。このような場合には、家庭訪問等で状況を把握するなど迅速に対応する。

児童生徒や保護者からいじめの訴えがあったときは、重大事態が発生したものとして、その意向を踏まえつつ、事実確認等を丁寧に行い、いじめ防止対策委員会を招集し、学校として組織的に対応する。同時に県教育委員会（地域担当生徒指導主事を含む）への相談も行い、学校主体によるものか、県教育委員会主体によるものか判断を仰ぐ。

児童生徒の「生命、心身又は財産に重大な被害」の生ずる疑いがある場合は所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

8 情報等の取扱い

いじめ問題が発生した場合、その経緯や内容等を記す報告書等を作成するが、記載内容について細心の注意をはらうこととする。また、これらの情報の提供に当たっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮しながら適切に行う。

質問紙調査の実施により得られた情報についても、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨の調査対象となる在校生やその保護者に説明するなどの措置が必要であることにも留意する。必要に応じ、情報提供の内容・方法・時期等について県教育委員会より指導・支援を仰ぐ。

アンケートや質問票の原本等の一次資料及び、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、卒業後5年間の保存とする。

平成26年4月 策定

平成27年4月 一部改定 平成28年4月 一部改定

平成29年6月 一部改定 平成29年10月 一部改正

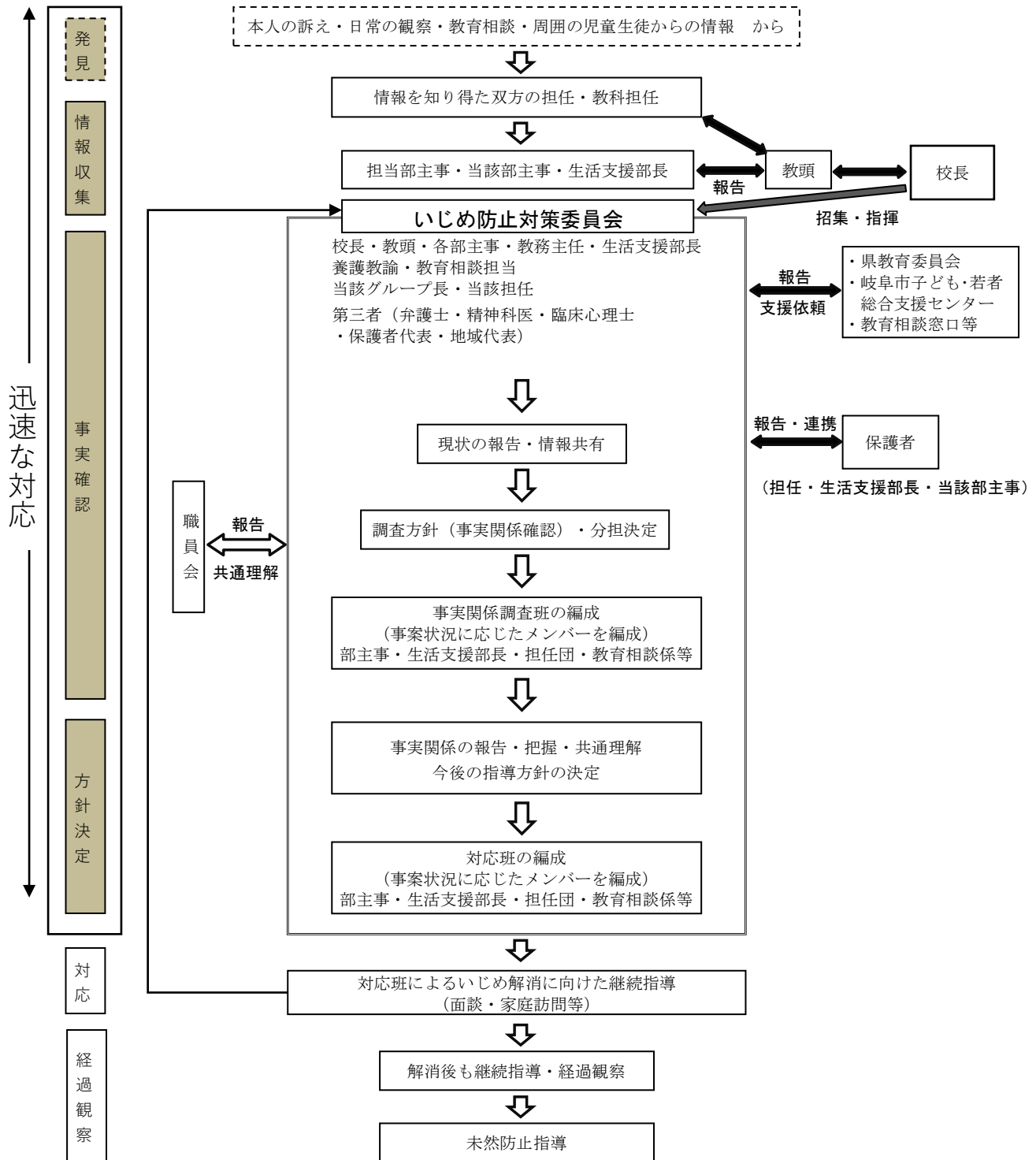
平成30年5月 一部改正 平成30年10月 一部改正

令和2年7月 一部改正 令和3年5月 一部改定

令和5年2月 一部改正

いじめが起こった場合の組織的対応の流れ（学校全体の取組）

◇ いじめを認知した場合は、校長がいじめ防止対策委員会（緊急対策会議）を開催し、今後の指導方針を立てて組織的に取り組む



※いじめ事案の状況に応じて、柔軟かつ適切に対応する。

※いじめの解消に向けて取り組むにあたっては、迅速な対応が大切であることから、情報をキャッチしてから学校の方針決定に至るまで、情報を得たその日のうちに対応することを基本としなければならない。

ただし、いじめが重篤な場合や、当事者双方の意識にずれが生じている場合等は、十分討議し慎重に対応する。

※基本方針に基づき、双方の気持ちや状況について十分聞き、いじめを受けた児童生徒に対しては共感しながら心の安定を図っていく。

いじめを行った児童生徒に対しては、いじめは許されないことの認識をもたせるための粘り強い指導を毅然とした態度で行っていくとともに、保護者と連携をしながら、今後のかかわり等について一緒に考えていく。